

弊社購入条件	作成日	2025年12月25日	改	01
	日本ダイヤバルブ株式会社	Page:1/2		

- ① 弊社が注文した貨物の受渡しは、弊社または納入先の納入・検収と同時に終了します。その時までに生じた損害は、弊社または納入先の責めに帰すべきものを除き、販売業者様のご負担とします。
 - ② 弊社注文書通りに履行頂けない場合、またはご履行が困難と弊社が認めた場合は、注文の全部または一部を解除することがあります。また、注文を解除するか否かに係らず、上記の不履行によって生じる損害及び納入遅延の場合は注文品の引取りを承諾した時でも相当の遅延料は販売業者様にてご負担下さること。
 - ③ 原材料の不良、設計製作上の欠陥、荷造の不完全、その他、注文に直接、間接に起因する損害（予見可能な特別損失、派生的損害、並びに逸失利益、増加費用及び合理的範囲の弁護士費用）は、販売業者様にてご負担頂くこと。また、弊社注文に関し、販売業者様の責に帰すべき事由により第三者に損害を与え紛争が生じた場合は、販売業者様の責任と負担において処理、解決下さること。
 - ④ 弊社注文が第三者の特許権、実用新案権及び著作権他知的所有権に抵触した場合は、販売業者様の責任と負担において解決されること。その為に弊社が損害を受けた場合は、販売業者様にてご負担下さること。
 - ⑤ 弊社注文に係る製造物責任に基づき、弊社が第三者に損害を賠償した場合、弊社の求償請求に応諾下さること。また、弊社が依頼した場合には、前もって弊社を追加被保険者とする製造物責任保険を付保下さること。
 - ⑥ 弊社注文またはそれを部分品として使用したことに起因して生じた第三者の損害に関し、弊社より要請を受けた場合、当該注文の設計、製造、品質管理に係る技術資料、データ等の提供並びに原因の究明に協力下さること。
 - ⑦ 弊社注文に関し、弊社または納入先より提供を受けた情報、資料及び技術上、営業上の知識を第三者に開示または漏洩されぬこと。販売業者様がこれに違反して損害が生じた場合は、その賠償の責を負われること。
 - ⑧ 弊社注文の全部または一部に輸出管理規制の対象となる貨物、技術が用いられる場合は予めその旨ご通知下さること。
 - ⑨ 弊社注文書のご履行に当たり、関係する法律、規則、命令、その他規則を遵守下さること。
 - ⑩ 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、その他反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属するものでないことを表明し保証されることとし、且つ将来にわたっても該当しないことを確約下さること。
 - ⑪ 弊社お支払い基本条件は次の通りとします。
 - お支払い締切日：20日納入(または役務提供完了)締切翌月20日払い
(販売業者様の請求書は、弊社支払い日の5営業日前に弊社へ到着する様送付下さること。)
 - お支払い方法：
 - I. 30万円未満：現金(振込)
 - II. ①購買先30万円以上：手形(電子記録債権を含む)(支払い起算150日)
②役務提供先30万円以上：手形(電子記録債権を含む)(支払い起算120日)
- 尚、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「中小受託取引適正化法」）により中小受託事業者に該当する販売業者様については、上記によらず本法令に則り、別途相談の上でお支払い条件を決定するものとします。

弊社購入条件	作成日	2025年12月25日	改	01
	日本ダイヤバルブ株式会社	Page:2/2		

- ⑫ 販売業者様と弊社間で売買基本契約書を締結済か否かに係らず、目的物が契約内容に適合しない場合、弊社はその選択により、販売業者様に対し代品納入、目的物の補修、不足分の納入、代金の減額のいずれか一つまたは複数を請求できるものとします。この場合、弊社は販売業者様へ当該不適合を知つてから1年以内に通知するものとします。尚、本条項は、目的物の契約内容への不適合に起因する弊社の販売業者様に対する法令または売買基本契約書等に基づくその他の権利の発生または行使等を何ら妨げるものではありません。但し、販売業者様が中小受託取引適正化法の適用を受ける場合は、同法令の取り決めに従い通知するものとします。
- ⑬ 弊社の注文が工事に関するもの場合は、必要に応じて建設業法に則り別途工事契約書を締結します。
- ⑭ 弊社注文から発生する権利または義務を弊社の承諾なく、第三者へ移転または譲渡することを禁止します。

以上